# 広報ごとう広告掲載取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、五島市が発行する広報ごとうに掲載する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告の基本原則）

第２条　広報ごとうに掲載する広告について、地域社会及び地域経済の健全な発展並びに市民生活の向上を図るため、次に掲げる基本原則を定める。

（１）公正で真実なものであること

（２）広告の受け手に不利益を与えることのないものであること

（３）児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること

（４）品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること

（５）関係法規と社会秩序を守るものであること

（広告掲載の範囲）

第３条　広報ごとうの広告については、前条の基本原則に基づき次に掲げるものは掲載しない。

（１）政治性及び宗教性のあるもの並びに選挙関係のもの

（２）意見広告及び名刺広告に類するもの

（３）風俗営業及びこれに類するもの

（４）商品先物取引及び貸金業に類するもの

（５）通信販売及び訪問販売に類するもの

（６）求人広告及びこれに類するもの

（７）公序良俗に反するもの

（８）その他広報ごとうに掲載する広告として適当でないものと市長が判断したもの

（広告掲載の募集）

第４条　広告掲載の募集は、広報ごとう又は五島市公式ホームページその他により行うものとする。

（広報ごとう広告掲載審査委員会）

第５条　総務企画部政策企画課に、広報ごとう広告掲載審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

２　審査委員会は、総務企画部長、総務企画部政策企画課長、総務企画部政策企画課長補佐及び総務企画部政策企画課広聴・広報戦略班係長をもって組織する。

（広告の規格及び広告掲載料）

第６条　広告の規格及び広告掲載料は、次のとおりとする。

| 区　　分 | | 規　　格 | 広告掲載料 |
|---|---|---|---|
| 一般広告 | 一枠 | たて４９ｍｍ×よこ１７０ｍｍ | 月額１５，０００円 |
| | 半枠 | たて４９ｍｍ×よこ　８４ｍｍ | 月額　８，０００円 |
| 寄附お礼広告 | 一行 | １８文字以内 | 月額　　５００円 |

２　一般広告を掲載しようとする者が一括して広告掲載申込みを行う場合、最大１２号分の申込みをすることが出来る。ただし、その始まりの月は毎年５月号からとする。

３　前項の規定により１２号分の広告掲載申込みを行った者が、広告掲載料を一括して当該年度の最初に到来する納付期限までに納付しようとするときは、１号分の広告掲載料を減額することができる。

（広告掲載の申込み）

第７条　一般広告を掲載しようとする者は広報ごとう広告掲載申込書（様式第１号）に広告の原稿を添えて、寄附お礼広告を掲載しようとする者は広報ごとう広告掲載申込

書（様式第２号）を、市長に提出しなければならない。

（広告掲載の審査及び決定）

第８条　市長は、前条の規定により申込みがあったときは、第５条に規定する審査委員会に審査を命じるものとする。ただし、判断が容易なものについては、審査委員会による審査を省略することが出来る。

２　審査委員会において前項による審査を行った場合は、その結果を市長へ報告するものとする。

３　市長は、前項の規定による報告を受けた時は、広告掲載の適否を判断し、申込者に対し、その結果を広報ごとう広告掲載決定通知書（様式第３号）又は広報ごとう広告掲載否決定通知書（様式第４号）により通知を行う。

（広告掲載料の納付）

第９条　第８条第３項の規定による通知を受けた者は、広告掲載開始日の１５日前までに広告掲載料を納付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（広告掲載料の返還）

第 10 条　広告掲載が決定した後、広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を返還する。

（広告原稿の作成及び提出）

第 11 条　広告原稿は、市が指定する方法により広告主の負担で作成し、市が指定する期日までに提出するものとする。

（広告主の責任）

第 12 条　広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

（広告掲載の取消し）

第 13 条　市長は、次の場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

（１）広告主が、指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合

（２）広告主が、指定する期日までに広告原稿を提出しなかった場合

（３）広告主又は広告内容が不適当と後日判明した場合

（雑則）

第 14 条　この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、平成１８年３月１４日から施行する。

附　則

この要領は、平成１８年６月５日から施行する。

附　則

この要領は、平成１８年９月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２２年４月６日から施行する。

附　則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

様式第１号

# 広報ごとう広告掲載申込書（一般）

年　　月　　日

（あて先）五島市長

住　　所 .....
名　　称 .....
代表者職名 .....
代表者氏名 .....

広報ごとう広告掲載取扱要領第７条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

記

| | | | |
|---|---|---|---|
| 掲載する広告の内容 | | | |
| 広　告　の　原　稿 | | 別添のとおり | |
| 広告の掲載期間 | | 年　　月号～　　年　　月号（全　　号） | |
| 広　告　の　規　格 | | | １枠（たて４９mm×よこ１７０mm） |
| | | | 半枠（たて４９mm×よこ　８４mm） |
| 広告掲載料の支払方法 | | | 一括前納 |
| | | | 分割（毎月）前納 |
| 連絡先 | 担　当　者　名 | | |
| | 電　話　番　号 | | |
| | ｅ－ｍａｉｌ | | |
| 備　　考 | | | |

様式第２号

# 広報ごとう広告掲載申込書（寄附お礼）

年　　月　　日

（あて先）五島市長

住　　所 .....
名　　称 .....
代表者職名 .....
代表者氏名 .....

広報ごとう広告掲載取扱要領第７条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

記

| | |
|---|---|
| 広告の掲載期間 | 年　　月号 |
| 広　告　の　規　格 | １行１８文字 |

| 掲載する広告の内容 | |
|---|---|
| １　　行　　目 | |
| ２　　行　　目 | |
| ３　　行　　目 | |
| ４　　行　　目 | |
| ５　　行　　目 | |

| | | |
|---|---|---|
| 連絡先 | 担当者名 | |
| | 電話番号 | |
| | ｅ－ｍａｉｌ | |
| 備　　考 | | |

様式第３号

# 広報ごとう広告掲載決定通知書

年　　月　　日

様

五島市長

年　　月　　日付けで申込みのあった広報ごとうの広告掲載について、次のとおり決定しましたので、広報ごとう広告掲載取扱要領第８条第３項の規定に基づき通知します。

記

| | | |
|---|---|---|
| 台　帳　番　号 | | |
| 広告の掲載期間 | 年　　月号～　　年　　月号（全　　号） | |
| 広　告　の　規　格 | | １枠（たて４９ｍｍ×よこ１７０ｍｍ） |
| | | 半枠（たて４９ｍｍ×よこ　８４ｍｍ） |
| | | １行（１８文字以内） |
| 広　告　掲　載　料 | 円 | |
| 広告掲載料の納付方法 | | |
| 広　告　の　原　稿 | | |
| 備　　考 | | |

※広報ごとうは、電子データとして五島市公式ホームページや電子書籍サイト等にも掲載させていただきます。

五島市役所総務企画部政策企画課広聴・広報戦略班
担当：
電話番号　0959-72-6782
ＦＡＸ　　0959-74-1994（代表）
e-mail

様式第４号

# 広報ごとう広告否掲載決定通知書

年　　月　　日

様

五島市長　　印

年　　月　　日付けで申込みのあった広報ごとうの広告掲載について、次のとおり否掲載を決定しましたので、通知します。

記

１　否掲載の理由

五島市役所総務企画部政策企画課広聴・広報戦略班
担当：
電話番号　0959-72-6782
ＦＡＸ　　0959-74-1994（代表）
e-mail